

森林の未来を考える懇談会(平成17年度第3回)資料

森林・林業に関する課題(追加)

平成17年8月9日

参考 7 森林文化のくに・ふくしま県民憲章(仮称)の検討状況
参考 8 森林保全に関する都道府県独自財源の導入状況

1
2

《参考7》「森林文化のくに・ふくしま県民憲章」(仮称)の検討状況について

県民一人一人が参画する森林づくりに取り組むにあたり、県民の参画意識を高めるため、森林づくりの目標や基本理念を明確にした県民憲章を制定することとしている。

県は、本年6月、学識経験者などからなる「森林文化のくに・ふくしま県民憲章懇談会」を設置し検討してきたが、骨子や視点について意見がまとまっている。現在、県民憲章に盛り込む「森林づくりの具体的な取組み」の標語を募集しており、この秋を目途に憲章の制定を目指している。

1 憲章の骨子

(1)前文

憲章制定の背景、目指すべき森林文化のくにの姿、県民の役割を明記する部分。

(2)本文

森林と人との共生する郷土づくりの視点。

(3)具体的な取組み

本文の視点ごとに、県民一人一人が何をすべきか、標語の形で数点ずつ列記する。

2 懇談会案の概要

(1)前文の要点

福島県には豊かな森林や湖水・河川・海、そして澄んだ空がある。人類は遠い祖先のころから森林を巡る生命の一員として、森林に感謝し畏れ敬いながら生活し、森林文化を育んできたが、ときにこの気持ちを忘れ森林や生命を傷つけた。

現在に生きる私たちは、豊かな森林を未来の世代に引き継ぐ責務がある。森林との「共生」や「循環」の理念といった観点から地球環境問題と向き合っている今日、新たな時代の森林文化を創る必要がある。

そのためには、県民一人一人が森林の恵みによって生活が支えられていることを理解し、森林づくりの重要性・各自の役割について考え、身近なところから行動すべきである。

そこで、森林とともに生きる森林文化にいろいろな視点をもたらすことを誓い、憲章を制定する。

(2)本文の視点

- ① 森林を敬い、あらゆる生命を尊ぶ。
- ② 森林にふれあい、心豊かに生きる。
- ③ 森林の恵みに感謝し、活かす。
- ④ 森林を守り育て、未来につなぐ。

(3)具体的な取組み

(2)の①～④の視点ごとに具体的に「私たちは〇〇をします。」というような標語を公募し、懇談会において選定、場合によっては補作して憲章に組み入れる。

3 標語の募集

県内に居住する者、県内への通勤・通学者を対象として8月1日から9月15日まで募集。新聞広報、マスコミへの情報提供、NPO法人、市町村、学校等に別紙チラシを配布するなどしてPRしている。

《参考8》 森林保全に関する都道府県独自財源の導入状況

その1

(平成17年7月現在)

県名	岩手県	奈良県	兵庫県	鳥取県
名称	いわての森林づくり県民税 (仮称)	森林環境税	県民緑税	森林環境保全税
税率	個人:1,000円 法人:均等割の10%	個人:500円 法人:均等割の5%	個人:800円 法人:均等割の10%	個人:300円 法人:均等割の3%
税収規模 (年額)	7億円	3億円	21億円	1億円
税収使途	①環境重視の森林づくり ・森林整備 ②森林との共生 ・人材育成 ・県民理解の醸成 ・循環型社会	①里山の整備 ②放置された人工林の整備 ③森林環境教育の推進	①森林整備 ②都市の緑化	①環境の森緊急整備 ②県民参加の森づくり
森林整備 関連予算	5億円 (全体の71%)	2.4億円 (全体の80%)	15億円 (全体の70%)	0.9億円 (全体の90%)
森林整備 の手法	①水源かん養などの公益的機能 が高度に發揮される森林にするため、森林所有者と伐採制限等の協定を結び、強度間伐(5割程度)し、針広混交林に転換する。 林内相対照度30%を確保し、下層植生を豊かにするためスギ林の枝打ちを実施する。	検討中	①緊急防災林整備 ②針葉樹林と広葉樹林の混交林整備 ③里山防災林整備 ④野生動物育成林整備 ※①～④は、基本的に県が所有者と協定を結び県自らが実施するが、一部市町村実施を検討	①手入れがされず放置された奥地の水源林等を対象とし県が協定を結び直接草木や広葉樹を生育せるための整備等を行う
導入時期	H18年4月の見込み	H18年4月	H18年4月	H17年4月

その2

(平成17年7月現在)

県名	島根県	岡山県	山口県	愛媛県
名称	水と緑の森づくり税	おかやま森づくり県民税	やまぐち森林づくり県民税	森林環境税
税率	個人:500円 法人:均等割の5%	個人:500円 法人:均等割の5%	個人:500円 法人:均等割の5%	個人:500円 法人:均等割の5%
税収規模 (年額)	1.8億円	4.5億円	3.8億円	3.3億円
税収使途	①県民参加の森づくり ②緑豊かな森の再生 ③森の恵みの身近な活用	①森林の持つ公益的機能を高める森づくり ②林業の担い手の育成確保と木材利用推進 ③森林・林業情報の提供と森づくり活動の推進	①健全で多様な森林づくり ②県民との協働による森林づくり ③適切な森林整備につながる森林資源の利用促進	指定事業と公募事業の二本立て 指定事業 ①森をつくる ②木をつかう ③森と暮らす
森林整備 関連予算	1.3億円 (全体の70%)	3億円 (全体の67%)	2.8億円 (全体の74%)	1.7億円 (全体の51%)
森林整備 の手法	①荒廃した水源林等を対象に県が協定を結び所有者に対して交付金を交付し、所有者が不要木伐採を実施 ②広葉樹の植栽	①林道から離れた奥地林や高齢級の切り捨て間伐補助 ②スギ間伐材の搬出促進補助 ③県立森林公园に隣接する人工林を県が取得	①緊急に多面的機能回復を図る必要のあるダム上流や河川源流域等の人工林を県が協定を結び所有者に代わって強度間伐して混交林への転換を図る ②繁茂拡大した竹の伐採等 ③憩いの場や安らぎを与えてくれる生活に身近な森林の整備 ④荒廃が著しい魚つき保安林等での植栽	①水源の森を指定し、これを自然林に戻す。源流の整備は森林整備の根幹をなすことから国有林も対象とした。 ②集落防災緊急森林整備
導入時期	H17年4月	H16年4月	H17年4月	H17年4月

その3

(平成17年7月現在)

県名	高知県	熊本県	大分県	鹿児島県
名称	森林環境税	水とみどりの森づくり税	森林環境税	森林環境税
税率	個人:500円 法人:500円	個人:500円 法人:均等割の5%	個人:500円 法人:均等割の5%	個人:500円 法人:均等割の5%
税収規模 (年額)	1.6億円	4.2億円	2.9億円	3.8億円
税収使途	①県民参加の森づくり ②森林環境緊急保全	①森林の公益機能の発揮 ②森林を県民全体で守り育てるこ とについての普及啓発	①県民意識の醸成 ②環境を守り、災害を防ぐ森林づ くり ③持続的経営が可能な森林づく り ④遊び、学ぶ森林づくり	①森林について理解を深めるた めの普及・啓発 ②公益的機能の維持・増進のた めの森林整備
森林整備 関連予算	1.2億円 (全体の75%)	2.8億円 (全体の67%)	2億円程度で検討中 (全体の60~70%の予定)	3億円 (全体の80%)
森林整備 の手法	①ダムや水道水源の上流などに ある荒廃森林を県が協定を結 び所有者に代わって強度間伐 して森林環境を保全	①間伐されずに放置された人工 林を県が協定を結び所有者に 代わって強度間伐して混交林 へ転換 ②皆伐後放置された森林を県が 協定を結び所有者に代わって 広葉樹の造林と下刈りを行う ③上下流の市町村の連携による 森林整備 ④重要な水源林や自然環境林の 市町村等の公有化補助	①公益上重要な間伐放置林の強 度間伐による混交林への誘導 ②災害が懸念される再造林放棄 地の整備 ③里山林の整備 ※詳細は検討中	①造林補助事業で対応ができな い森林の整備(除間伐)に高率 の補助。 ②協定に基づき伐採跡地造林、 強度間伐による混交林化を図 る場合、10/10の補助。 ※ 5ヵ年間の森林整備計画を 市町村が樹立し、その計画に 基づきこれらの事業は実施す る。
導入時期	H15年4月	H17年4月	H18年4月	H17年4月

※ 各県共通 ~ 課税方式は「県民税超過課税(個人・法人均等割)」、納税義務者は「県民税均等割の納税義務者と同じ」。